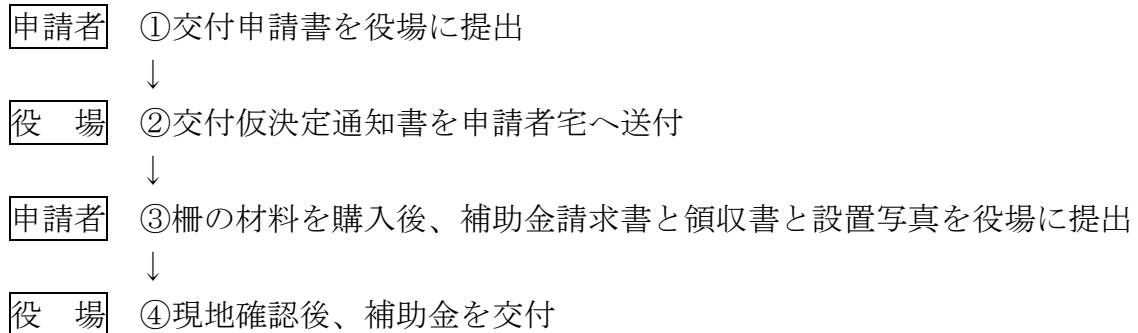


<防護柵補助金申請の流れ>



<注意点>

1 気を付けること

- ・ 交付仮決定の前に防護柵の材料を購入すると補助の対象とはなりません。
- ・ 必ず最初に交付申請書を役場に提出してください。
- ・ 購入時に材料の明細がわかる領収書及びレシートをもらってください。

2 補助の対象になるもの

- ・ 農地をイノシシから守るために設置する柵
- ・ すでに設置している柵を補修するための材料（3年経過）
- ・ (例) 柵、杭、ワイヤーメッシュ、筋交、支柱、アンカーピン、トタンなど

3 補助の対象にはならないもの

- × 防護柵の設置にかかる人件費
- × 防護柵を設置するための資機材（ペンチやカッターなど）
- × 和木町外の農地に設置する防護柵

<連絡先>

〒740 - 8501

山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

和木町役場 住民サービス課

TEL 0827 - 52 - 2194